

鳥 取 労 働 局 発 表
平成28年 1月14日

担 当	職業安定部職業安定課 職業安定課長 長谷川和孝 地方職業指導官 浜川 誠一 電話 0857-29-1707
--------	--

「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」を実施します

雇用情勢が着実に改善する中、鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）は、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や、未内定学生や進路未決定学生をはじめとする若者の正社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成28年3月末までを「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の期間として、キャンペーンを実施します。

1 鳥取県内における不本意非正規や未内定学生の現状（平成27年11月末現在）

①正社員求人倍率

県内の正社員有効求人倍率は0.75倍と、全国の0.82倍と比べ、未だ開きがある。

②新規学校等卒業予定者の内定状況

大学生等：内定率は81.7%となつてはいるが、329人が未内定。

高校生等：内定率は87.8%となつてはいるが、142人が未内定。

2 鳥取労働局における取組

①不本意非正規対策に係る取組

- ・「フリーターの現状」パンフレットによる周知広報の実施

各市町村、高等学校、大学等、サポステ、若者仕事ぶらざ等に周知依頼文を发出。

②学卒正社員就職実現に係る取組

- ・「とっとり就職フェア2016・2月」の開催

- ・未内定者の保護者への啓発文の送付（高校生等に対しては、鳥取県教育委員会事務局と連携して実施予定）

③事業主団体等への働きかけ

- ・新卒者就職応援本部（1月29日（金）10：00～12：00、鳥取労働局4階会議室にて開催）において、構成員である主要経済4団体を中心にキャンペーンの周知を依頼。

- ・5人以上規模事業所へ、下記の周知用リーフレットを郵送。

①青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）などが順次施行されます！

②青少年の雇用の促進等に関する新たな指針が適用されます！

新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください

③「若者応援宣言企業」になりませんか？

④若者雇用促進法に基づく 新たな認定制度が始まります！